

浦安市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月5日

浦安市長 内田悦嗣

浦安市規則第2号

浦安市税条例施行規則の一部を改正する規則

浦安市税条例施行規則（昭和56年規則第69号）の一部を次のように改正する。
別記第10号様式から第13号様式までを次のように改める。

第10号様式

担保権付財産が譲渡された場合の徴収通知書							第 号		
年 月 日									
様							印		
浦安市長									
<p>地方税法第14条の16第1項の規定により、下記の徴収金額をあなたが強制換価処分により配当を受けるべき金額のうちから徴収しますので、同条第4項の規定により通知します。</p>									
納税者特別徴収義務者	住(居)所								
	氏名 又は名称								
滞 納 金 額	年度	期(月)別	税目	納期限	税額	加算金額	延滞金額 <small>法律による金額</small>	滞納処分費 <small>法律による金額</small>	備考
					円	円	円	円	
							〃	〃	
							〃	〃	
							〃	〃	
							〃	〃	
	合 計						〃	〃	
金徴収額	「地方税法第14条の16第2項第1号の金額」から「地方税法第14条の16第2項第2号の金額」を差し引いた金額								
担保財産(名称、数量、性質、所在)数									

(注意)

- 1 「延滞金額」及び「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。
 - 2 この処分に限がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- ただし、地方税法第19条の4の規定による期限が上記の期限よりも早いときはその早い方の期限までに審査請求をしなければなりません。
- この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として(浦安市長が被告の代表となります。)提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)
- なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

第11号様式

担保権付財産が譲渡された場合の交付要求書							第 号		
様							年 月 日		
浦安市長							印		
地方税法第14条の16第5項の規定により、下記徴収金額を下記担保権者が担当を受けるべき金額のうちから徴収するため交付要求します。									
納税者・特別徴収義務者		住(居)所							
		氏名 又は名称							
滞納金額	年度	期(月)別	税目	納期限	税額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	備考
					円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
							〃	〃	
	合 計							〃	〃
金徴収	「地方税法第14条の16第2項第1号の金額」から「地方税法第14条の16第2項第2号の金額」を差し引いた金額								
財交産付又は求事に係る	差押年月日 年 月 日 所有者 住(居)所 氏名								
担保権者	住(居)所			氏名			登記順位		

(注意) 「延滞金額」及び「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この要求書作成の日までのものです。

第12号様式

譲渡担保権者に対する告知書							第 号		
年 月 日									
様 浦安市長 印									
<p>下記の納税者(特別徴収義務者)の滞納金額のうち、地方税法第14条の18第1項の規定によりあなたから徴収する金額は下記のとおりですので、この金額をこの告知書を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、あなたの譲渡担保財産が差し押えられます。</p> <p>このことについて、地方税法第14条の18第2項の規定により告知します。</p>									
納税者 (特別徴収義務者)		住(居)所 (所在地)							
		氏名 (名称)							
滞納金額	年度	期(月)別	税目	納期限	税額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	備考
					円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
							〃	〃	
							〃	〃	
							〃	〃	
合 計							〃	〃	
上記の金額のうち納付(入)すべき金額				円		告知書発付年月日		年 月 日	
譲渡担保財産	(名称、数量、性質、所在)								

備考									

(注意)

- 1 「延滞金額」及び「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。
 - 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- ただし、地方税法第19条の4の規定による期限が上記の期限よりも早いときはその早い方の期限までに審査請求をしなければなりません。
- この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として(浦安市長が被告の代表となります。)提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)
- なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

第13号様式

担保の目的でされた仮登記(仮登録)財産差押通知書							第 号		
様 年 月 日 浦安市長 印									
下記のとおり財産を差し押えました。 あなたがこの差押財産に有している仮登記(仮登録)は、地方税法第14条の17第1項の規定に該当しますので、仮登記(仮登録)に基づく本登記(本登録)がされてもその仮登記(仮登録)に係る権利を主張することはできません。									
納税者・特別徴収義務者		住(居)所							
		氏名 又は名称							
滞 納 金 額	年度	期(月)別	税目	納期限	税額	加算金額	延滞金額 <small>法律による金額</small>	滞納 処分費 <small>法律による金額</small>	備考
					円	円	円	円	
							〃	〃	
	合 計						〃	〃	
数量、 性質、 所在	差押財産(名称、所在)								
差 押 年 月 日			年 月 日						
仮登記(仮登録)年月日 受 付 番 号 簿			仮登記(仮登録)年月日			仮登記(仮登録)受付番号			
			年 月 日						

(注意)

- 1 「延滞金額」及び「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
 ただし、地方税法第19条の4の規定による期限が上記の期限よりも早いときはその早い方の期限までに審査請求をしなければなりません。
 この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として(浦安市長が被告の代表となります。)提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)
 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第14号様式中

「滞納者

住(居)所 及び「千葉県浦安市」を削り、

氏名」

「徴収金」を「滞納金額」に、

「

				円	円	円	円	
						法律による金額	法律による金額	

」

を

「

				円	円	法律による金額	法律による金額	
						円	円	

」

に改める。

別記第15号様式中

「納税者

住(居)所 を削る。

氏名」

別記第16号様式中

「納税者

住(居)所 及び「千葉県浦安市」を削り、「さき」を「先」に、

氏名」

- 「(注意) 1 市税の滞納がない時期が継続して3月に達したときは、抵当権を解除します。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、市長に対し、行政不服審査法による異議申立てをすることができます。

」

を

「（注意）

- 1 市税の滞納がない時期が継続して3月に達したときは、抵当権を解除します。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

ただし、地方税法第19条の4の規定による期限が上記の期限よりも早いときはその早い方の期限までに審査請求をしなければなりません。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（浦安市長が被告の代表となります。）提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。」

に改める。

別記第17号様式から第20号様式（その2）までを次のように改める。

第17号様式

保全差押金額決定通知書				第 号
年 月 日				
様				
浦安市長				印
下記のとおり保全差押金額を決定しました。 地方税法第16条の4第2項の規定により通知します。				
保 全 差 押 金 額	年度	期(月)別	税 目	金 額

(注意)

- (1) この通知書交付後は、直ちに差押えをされます。
- (2) この通知書受領後、保全差押金額に相当する担保(次に掲げるもの)又は金銭を提供して差押えをしないことを求めたときは、差押えをしません。
 - 1 国債及び地方債
 - 2 市長が確実と認める社債その他の有価証券
 - 3 土地
 - 4 保険に附した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械
 - 5 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団及び道路交通事業財団
 - 6 市長が確実と認める保証人の保証
- (3) 次の場合には差押えを解除します。
 - (ア) 差押え後(2)の担保を提供して差押解除を請求したとき。
 - (イ) この通知をした日から6月を経過した日までに、差押金額に係る徴収金額が確定しないとき。
- (4) この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

ただし、地方税法第19条の4の規定による期限が上記の期限よりも早いときはその早い方の期限までに審査請求をしなければなりません。

この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として(浦安市長が被告の代表となります。)提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

第18号様式

保全差押に係る交付要求書							第 号			
様							年 月 日			
浦安市長							印			
下記のとおり、徴収金を確保するため、地方税法第16条の4第9項の規定により交付要求します。										
納付(納入)義務者		住(居)所								
		氏名								
保全差押金額	年度	期(月)別	税目	納期限	税額	加算金額	延滞金額	滞処分納費	備考	
					円	円	<small>法律による金額</small> 円	<small>法律による金額</small> 円		
							〃	〃		
							〃	〃		
							〃	〃		
							〃	〃		
	合 計							〃	〃	
財産又は事件に係る交付要求名										
	執行機関名				差押年月日			年 月 日		

(注意) 「延滞金額」及び「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この要求書作成の日までのものです。

第19号様式(その1)

保全差押に係る交付要求通知書							第 号			
年 月 日										
様										
浦安市長 印										
下記のとおり、徴収金を確保するため、地方税法第16条の4第9項の規定により、交付要求しましたので通知します。										
納税者又は特別徴収義務者		住(居)所 氏 名								
滞 納 金 額	年度	期(月)別	税目	納期限	税額	加算金額	延滞金額	滞 処 分	納 費	備考
					円	円	法律による金額 円	法律による金額 円		
							〃	〃		
							〃	〃		
							〃	〃		
							〃	〃		
	合 計						〃	〃		
財 産 交 付 要 求 は 事 件 に 係 る										
	執行機関名					差押年月日		年 月 日		
交付要求年月日		年 月 日								

(注意) 「延滞金額」及び「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

第19号様式(その2)

保全差押に係る交付要求通知書							第 号			
年 月 日										
様										
浦安市長 印										
下記のとおり、徴収金を確保するため、地方税法第16条の4第9項の規定により、交付要求しましたので通知します。										
納付(納入)義務者		住(居)所								
		氏 名								
保全差押金額	年度	期(月)別	税目	納期限	税額	加算金額	延滞金額	滞処分	納費	備考
					円	円	円	円		
							円	円		
							円	円		
							円	円		
							円	円		
							円	円		
合 計							円	円		
交付要求は事件に係る財産										
	執行機関名					差押年月日		年 月 日		
交付要求年月日		年 月 日								

(注意) 「延滞金額」及び「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

差 押 調 書 (謄 本)

第 年 月 号 日

様

浦安市長



下記の滞納金額が、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、国税徴収法第47条第1項第1号の規定により、下記の財産を差し押さえたので、同法第54条の規定によりこの調書を作ります。

滞納者	住(居)所 (所在地)										
	氏名 (名称)										
滞納金額	賦課相当	税目	通知書番号	期別	(繰上日)納期限	(督促日)法定納期限等	税額 (円)	督促手数料 (円)	延滞金 法律による金額 (円)	備考	
	小 計									(要す)	
	滞納処分費							法律による金額		要す	円
合 計									円		
差 押 財 産 (名称 数量 性質 所在)											
滞納処分のため 搜索した場所又は物					搜索 日時	年 月 日			午前 午後 午後	時 分 時 分 分 まで	
上記の差押(搜索)に立ち会い、差押調書謄本を受領しました。なお封票 枚貼付されたことを確認します。 住所 氏名 差押調書謄本(搜索を受けた者宛て)を受領しました。 住所 氏名											
上記差押調書謄本の記載の差押財産の保管を命じます。 年 月 日 様 浦安市徴税吏員 ㊟											
連絡先					担当者				電話		

(注意) 「延滞金額」及び「滞納処分費」に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

ただし、地方税法第19条の4の規定による期限が上記の期限よりも早いときはその早い方の期限までに審査請求をしなければなりません。

この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として(浦安市長が被告の代表となります。)提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

差 押 調 書 (謄本)

第 年 月 号 日

様

浦安市長



下記の滞納金額が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定により、あなたの下記財産を差し押さえましたので、同法第54条の規定によりこの調書を作ります。なお、この差押え後は下記財産の取立その他の処分をすることができません。

滞納者	住(居)所 (所在地)									
	氏名 (名称)									
滞納金額	賦課相当	税目	通知書番号	期別	(繰上日)納期限	(督促日)法定納期限等	税額 (円)	督促手数料 (円)	延滞金 法律による金額 (円)	備考
	小 計								(要す)	
	滞納処分費							法律による金額	要す	円
合 計									円	
第三債務者	住(居)所 (所在地)									
	氏名 (名称)									
差押債権										
履行期限										
連絡先					担当者				電話	

(注意) 「延滞金額」及び「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

ただし、地方税法第19条の4の規定による期限が上記の期限よりも早いときはその早い方の期限までに審査請求をしなければなりません。

この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として(浦安市長が被告の代表となります。)提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第20号様式（その3）及び（その4）を削る。

別記第23号様式（その1）から（その4）までを次のように改める。

第23号様式 削除

別記第24号様式（その1）を次のように改める。

差 押 解 除 通 知 書

第 年 月 日
号 日

様

浦安市長



下記財産の差押えを解除し、国税徴収法第80条の規定により通知します。

滞納者	住(居)所 (所在地)				
	氏 名 (名 称)				
差押解除財産	名 称、数 量、性 質、所 在				
差押年月日		年 月 日			
第三債務者	住(居)所 (所在地)				
	氏 名 (名 称)				
備考					
連絡先			担当者		
			電話		

別記第24号様式（その2）から（その5）までを削る。

別記第25号様式（その1）を次のように改める。

参加差押書

第 年 月 号 日

様

浦安市長



下記の滞納金額を徴収するため、下記の財産について国税徴収法第86条第1項の規定により参加差押えをします。

滞納者	住(居)所 (所在地)											
	氏名 (名称)											
滞納金額	賦課相当	税目	通知書番号	期別	(繰上日)納期限	(督促日)法定納期限等	税額 (円)	督促手数料 (円)	延滞金 法律による金額 (円)	備考		
	小計									(要す)		
	滞納処分費							法律による金額		要す	円	
	合計									円		
参加差押財産												
執行機関名							差押年月日		年 月 日			
連絡先				担当者			電話					

(注意) 「延滞金額」及び「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

ただし、地方税法第19条の4の規定による期限が上記の期限よりも早いときはその早い方の期限までに審査請求をしなければなりません。

この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として(浦安市長が被告の代表となります。)提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第25号様式（その2）を削る。

別記第26号様式を次のように改める。

第26号様式 削除

別記第27号様式（その1）及び（その2）を次のように改める。

参 加 差 押 通 知 書

第 年 月 号 日

様

浦安市長



下記の滞納金額が、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納市税等を徴収するため、既に滞納処分による差押えがされている下記の財産について参加差押えをいたしましたので、国税徴収法第86条第2項の規定により通知します。

滞納者	住(居)所 (所在地)										
	氏名 (名称)										
滞納金額	賦課相当	税目	通知書番号	期別	(繰上日)納期限	(督促日)法定納期限等	税額 (円)	督促手数料 (円)	延滞金 法律による金額 (円)	備考	
	小 計									(要す)	
	滞納処分費							要す		円	
	合 計									円	
参加差押財産	名称、数量、性質、所在										
執行機関名							差押年月日		年 月 日		
連絡先			担当者					電話			

(注意) 「延滞金額」及び「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

ただし、地方税法第19条の4の規定による期限が上記の期限よりも早いときはその早い方の期限までに審査請求をしなければなりません。

この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として(浦安市長が被告の代表となります。)提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

担保権設定等財産の参加差押通知書

第 年 月 日 号

様

浦安市長



下記の滞納金額を徴収するため、下記の財産について参加差押えをしましたので、国税徴収法第86条第4項の規定により通知します。

滞納者	住(居)所 (所在地)										
	氏名 (名称)										
滞納金額	賦課相当	税目	通知書番号	期別	(繰上日)納期限	(督促日)法定納期限等	税額 (円)	督促手数料 (円)	延滞金 法律による金額 (円)	備考	
	小 計									(要す)	
	滞納処分費							要す		円	
	合 計									円	
参加差押財産	名称、数量、性質、所在										
執行機関名							差押年月日		年 月 日		
連絡先			担当者			電話					

(注意) 「延滞金額」及び「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

ただし、地方税法第19条の4の規定による期限が上記の期限よりも早いときはその早い方の期限までに審査請求をしなければなりません。

この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として(浦安市長が被告の代表となります。)提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第27号様式（その3）から（その6）までを削る。

別記第28号様式（その1）を次のように改める。

参加差押解除通知書

第 年 月 日
第 年 月 日

様

浦安市長



下記財産の参加差押えを解除しましたので、国税徴収法第88条第1項の規定により通知します。

滞納者	住(居)所 (所在地)			
	氏名 (名称)			
参加差押解除財産	名称、数量、性質、所在	参加差押年月日		
		年 月 日		
		受付番号		
		第 号		
備考				
執行機関名		差押年月日		年 月 日
連絡先	担当者	電話		

別記第28号様式（その2）から第28号様式（その7）までを削る。

別記第29号様式（その1）を次のように改める。

第29号様式

区分 財団債権 優先的破産債権 劣後的破産債権

交 付 要 求 書

第 年 月 日

様

浦安市長

印

下記のとおり滞納金額を徴収するため、国税徴収法第82条第1項の規定により交付要求します。

滞納者	住(居)所 (所在地)										
	氏名 (名称)										
滞納金額	賦課相当	税目	通知書番号	期別	(繰上日)納期限	(督促日)法定納期限等	税額 (円)	督促手数料 (円)	延滞金 法律による金額 (円)	備考	
		小 計								(要す)	
		滞納処分費						法律による金額		要す	円
		合 計								円	
交付要求に係る財産又は事件名											
執行機関名							差押年月日		年 月 日		
交付要求年月日				年 月 日							
連絡先				担当者			電話				

(注意) 合計延滞金額欄に「要す」の記載がある場合は、地方税法所定の全延滞金額の交付を求めるものである。
また、延滞金額は、便宜、この要求書作成日までのものを概算したものである。

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

ただし、地方税法第19条の4の規定による期限が上記の期限よりも早いときはその早い方の期限までに審査請求をしなければなりません。

この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として(浦安市長が被告の代表となります。)提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第29号様式（その2）を削る。

別記第30号様式（その1）及び（その2）を次のように改める。

区分 財団債権 優先的破産債権 劣後的破産債権

交 付 要 求 通 知 書

第 年 月 日 号

様

浦安市長



下記のとおり滞納金額を徴収するため、国税徴収法第82条第1項の規定により交付要求しましたので、同条第2項の規定により通知します。

滞納者	住(居)所 (所在地)										
	氏名 (名称)										
滞納金額	賦課相当	税目	通知書番号	期別	(繰上日)納期限	(督促日)法定納期限等	税額 (円)	督促手数料 (円)	延滞金 法律による金額 (円)	備考	
	小 計								(要す)		
	滞納処分費						法律による金額	要す	円		
	合 計								円		
	交付要求に係る財産又は事件名 										
執行機関名							差押年月日		年 月 日		
交付要求年月日			年 月 日								
連絡先					担当者					電話	

(注意) 合計延滞金額欄に「要す」の記載がある場合は、地方税法所定の全延滞金額の交付を求めるものである。
また、延滞金額は、便宜、この要求書作成日までのものを概算したものである。

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

ただし、地方税法第19条の4の規定による期限が上記の期限よりも早いときはその早い方の期限までに審査請求をしなければなりません。

この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として(浦安市長が被告の代表となります。)提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

第30号様式 (その2)

区分	<input type="checkbox"/> 財団債権	<input type="checkbox"/> 優先的破産債権	<input type="checkbox"/> 劣後的破産債権
----	-------------------------------	----------------------------------	----------------------------------

交 付 要 求 通 知 書

第 年 月 日

様

浦安市長



下記のとおり滞納金額を徴収するため、国税徴収法第82条第1項の規定により交付要求しましたので、同条第2項の規定により通知します。

滞納者	住(居)所 (所在地)										
	氏名 (名称)										
滞納金額	賦課相当	税目	通知書番号	期別	(繰上日)納期限	(督促日)法定納期限等	税額 (円)	督促手数料 (円)	延滞金 法律による金額 (円)	備考	
	小 計								(要す)		
	滞納処分費						法律による金額	要す 円			
	合 計							円			
交付要求に係る財産又は事件名											
執行機関名							差押年月日		年 月 日		
交付要求年月日			年 月 日								
連絡先				担当者			電話				

(注意) 合計延滞金額欄に「要す」の記載がある場合は、地方税法所定の全延滞金額の交付を求めるものである。また、延滞金額は、便宜、この要求書作成日までのものを概算したものである。

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

ただし、地方税法第19条の4の規定による期限が上記の期限よりも早いときはその早い方の期限までに審査請求をしなければなりません。

この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として(浦安市長が被告の代表となります。)提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第30号様式（その3）及び（その4）を削る。

別記第31号様式（その1）及び（その2）を次のように改める。

交付要求解除通知書

第 年 月 日

様

浦安市長

印

下記のとおり交付要求を解除しますので、国税徴収法第84条第2項の規定により通知します。

滞納者	住(居)所 (所在地)					
	氏名 (名称)					
交付要求 を解除した財産	名称、数量、性質、所在					
	交付要求年月日		年	月	日	
事件名						
執行機関名						
交付要求解除年月日		年	月	日		
備考						
連絡先				担当者		
				電話		

交付要求解除通知書

第 年 月 日
号 日

様

浦安市長

印

下記のとおり交付要求を解除しますので、国税徴収法第84条第3項の規定により通知します。

滞納者	住(居)所 (所在地)				
	氏名 (名称)				
交付要求 を解除した 財産	名称、数量、性質、所在				
	交付要求年月日	年	月	日	
	事件名				
	執行機関名				
	交付要求解除年月日	年	月	日	
備考					
連絡先		担当者		電話	

別記第31号様式（その3）を削る。

別記第32号様式中「要求先の執行機関名」及び「千葉県浦安市」を削り、

「

				円	円	円	円	
						法律による金額	法律による金額	

」

を

「

				円	円	法律による金額	法律による金額	
						円	円	

」

に、

「

差 押 財 産 (交付要求に係る財産)	を	差 押 財 産 (交付要求に係る財産)	に、「延滞金額」を「(注意)「延滞金額」に改める。
-------------------------------------	---	-------------------------------------	---------------------------

」

額」」に改める。

別記第33号様式中「執行機関
(所在地)」及び「千葉県浦安市」を削り、「数量性質」を「数量、性質」に改める。
別記第35号様式を次のように改める。

債権現在額申立書

第 年 月 号日

様

浦安市長

印

当市が交付要求（参加差押え）をした徴収金の現在額を、下記のとおり申し立てます。

滞納者	住（居）所 （所在地）										
	氏 名 （名 称）										
交付要求 をした徴収金 の現在額	賦課相当	税目	通知書番号	期別	(繰上日) 納期限	(督促日) 法定 納期限等	税額 <small>(円)</small>	督 促 手数料 <small>(円)</small>	延滞金 法律による 金額 <small>(円)</small>	備 考	
	小 計										
	滞納処分費							法律による金額	円		
	合 計								円		
	公売財産の表示										
交付要求（参加差押え）年月日				年 月 日							
連絡先						担当者				電話	

別記第36号様式中

「

千葉県浦安市

」

を

「

様

」

に、

「占有する」を「占有します」に、「及び」を「、」に改め、「㊟」を削り、「あて」を「宛て」に、

「(注意) この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、市長に対し、行政不服審査法による異議申立てをすることができます。」

を

「(注意)

この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

ただし、地方税法第19条の4の規定による期限が上記の期限よりも早いときはその早い方の期限までに審査請求をしなければなりません。

この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として(浦安市長が被告の代表となります。)提起することができます。(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行

又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで
処分の取消しの訴えを提起することができます。」

に改める。

別記第37号様式及び第38号様式を次のように改める。

搜索調書（謄本）

年 月 日

様

浦安市徴税吏員

⑩

滞納処分のため下記のとおり搜索しましたので、国税徴収法第146条第1項の規定により、この調書を作ります。

滞納者	住（居）所 （所在地）									
	氏 名 （名 称）									
滞納金額	賦課相当	税目	通知書番号	期別	(繰上日) 納期限	(督促日) 法定 納期限等	税額 (円)	督 促 手数料 (円)	延滞金 法律による 金額 (円)	備 考
									(要す)	
							要す			
搜索した場所 又は物										
搜索した日時		年	月	日	午前 午後	時	分から	午前 午後	時	分まで
備考										
上記の搜索に立ち会い、搜索調書（謄本）を受領しました。 年 月 日 ()										
搜索調書（謄本）（搜索を受けた者宛て）を受領しました。 年 月 日 ()										

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

ただし、地方税法第19条の4の規定による期限が上記の期限よりも早いときはその早い方の期限までに審査請求をしなければなりません。

この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として(浦安市長が被告の代表となります。)提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

担 保 提 供 書

(宛先) 浦安市長

年 月 日

納税義務者 (特別徴収義務者)

住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名)

次の担保を、下記徴収金額の徴収猶予を受けるために提供いたします。

担保の表示	不動産等	種 類	数 量	価 格 (円)	所 在 地	摘 要 (所有者の氏名)					
保証人の保証	住 所 (所在地)			氏 名 (名称及び代表者氏名)			摘 要				
徴収金額	賦課相当	税目	通知書番号	期別	(繰上日) 納期限	(督促日) 法定納期限等	税額 (円)	督促手数料 (円)	延滞金 法律による金額 (円)	備 考	
	小 計										
	滞納処分費						法律による金額	円			
	合 計						円				

上記の担保提供に同意します。

(所有者)
住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名)

(不動産等が、第三者の所有物である場合には、その所有者が記入してください。)

別記第39号様式中

「浦安市長」を

「浦安市長 」に改める。

別記第40号様式を次のように改める。

担保解除通知書

第 年 月 日 号

様

浦安市長

印

先に担保提供書により提供のあつた下記の担保については、これを解除しましたから通知します。

解除の表示	不動産等	種類	数量	価格(円)	所在地	摘要 (所有者の氏名)	
保証人の保証	住所 (所在地)		氏名 (名称及び代表者氏名)		摘要		
解除の理由							
担保された市税等の内訳							

別記第41号様式中「㊟」を削る。

別記第42号様式（その1）から（その7）までを次のように改める。

第42号様式 (その1)

登記嘱託書

登記の目的 差押え

原因 年月日 浦安市 差押え

権利者 浦安市

義務者 住(居)所
氏名

添付書類 登記原因証明情報

年月日 嘱託

法務局

御中

嘱託者 浦安市長

印

連絡先電話番号

登録免許税 登録免許税法第5条第11号により非課税

不動産の表示

第42号様式 (その2)

登記嘱託書

登記の目的 差押登記抹消

原因 年月日 浦安市 差押解除

抹消すべき登記 年月日受付 第 号 差押え

権利者 住(居)所
氏名

義務者 浦安市

添付書類 登記原因証明情報

年月日 嘱託

法務局

御中

嘱託者 浦安市長

印

連絡先電話番号

登録免許税 登録免許税法第5条第11号により非課税

不動産の表示

第42号様式 (その3)

登記嘱託書

登記の目的 参加差押え

原因 年 月 日 浦安市 参加差押え

権利者 浦安市

義務者 住(居)所
氏 名

添付書類 登記原因証明情報

年 月 日 嘱託

法務局

御中

嘱託者 浦安市長

印

連絡先電話番号

登録免許税 登録免許税法第5条第11号により非課税

不動産の表示

第42号様式 (その4)

登記嘱託書

登記の目的 参加差押登録抹消

原因 年 月 日 浦安市 参加差押解除

抹消すべき登記 年 月 日受付 第 号 参加差押え

権利者 住(居)所
氏名

義務者 浦安市

添付書類 登記原因証明情報

年 月 日 嘱託 法務局 御中

嘱託者 浦安市長 印

連絡先電話番号

登録免許税 登録免許税法第5条第11号により非課税

不動産の表示

第42号様式 (その5)

登記嘱託書

登記の目的 抵当権設定

原因 年月日

債権額

債務者 住(居)所
氏名

抵当権者 浦安市

設定者 住(居)所
氏名

添付書類 登記原因証明情報、登記識別情報

年月日 嘱託

法務局

御中

嘱託者 浦安市長

印

連絡先電話番号

登録免許税 登録免許税法第5条第11号により非課税

不動産の表示

第42号様式 (その6)

登記嘱託書

登記の目的 抵当権登記抹消

原因 年 月 日

抹消すべき登記 年 月 日 受付 第 号 抵当権設定

権利者 住(居)所
氏 名

義務者 浦安市

添付書類 登記原因証明情報、登記識別情報

年 月 日 嘱託

法務局

御中

嘱託者 浦安市長

印

連絡先電話番号

登録免許税 登録免許税法第5条第11号により非課税

不動産の表示

第42号様式 (その7)

登記嘱託書

登記の目的 所有権名義人表示変更

原因 年 月 日

変更後の事項

被代位者 住(居)所
氏名

代位者 浦安市

代位原因 年 月 日

添付書類 登記原因証明情報、登記識別情報

年 月 日 嘱託

法務局

御中

嘱託者 浦安市長

印

連絡先電話番号

登録免許税 登録免許税法第5条第11号により非課税

不動産の表示

別記第43号様式（その1）及び（その2）中

「

納付（納入）委託
を受ける徴収金

を

納付（納入）委託
を受ける徴収金

に、「浦安市役所」を「浦安市」に改め、

」

「㊦」を削る。

別記第44号様式中「㊦」を削り、

「

法律による金額
円

を

法律による金額
円

に改める。

」

」

別記第45号様式中「浦安市役所」を「浦安市」に、「事務吏員」を「徴税吏員」に、「損かい」を「損壊」に改める。

別記第46号様式（その1）から（その4）までを次のように改める。

過誤納金整理票

決 裁				
	款	項	目	節

下記のとおり過誤納金を還付してよろしいか。

				最終領収日			お問合せ番号		
調定年度	事業年度	(自) (至)	申告	科目	通知書番号	還付理由			
年度									
期別(月)	納付済額	納付 すべき額	還付される過誤納金			還付加算金	前納報奨金	合計	歳入出
			過誤納金額	督促	延滞金				
合 計									

振 込 先 口 座	金融機関	
	口座番号	
	口座名義	

管理番号	
------	--

【過誤納金整理兼充当決議書】

下記の過誤納金を還付 (充当) いたします。

決裁				
	款	項	目	節

お返しする金額 (A-B) 円	科目	調定年度	通知書番号
		年度分	お問合せ番号
還付理由			

納付済額				納付すべき額		納め過ぎの額	
期別 月別	領収日	金額	延滞金	金額	延滞金	金額	延滞金
合計							
① 納め過ぎの額の合計							
② 還付加算金 (利息)							
合計A (① + ②)							

B 充当額 (納め過ぎの額を未納額に充当した金額)							
調定年度	年度分	科目	通知書番号	期別 月別	お問合せ番号	金額	延滞金
合計B (充当した金額の合計)							

振込先 口座	金融機関		(宛先) 浦安市会計管理者 上記の金額を受領しました。 住所 氏名	年 月 日
	口座番号			
	口座名義人			

過誤納金還付通知書

下記の通り過誤納金額を還付（払戻）します。

浦安市長



調定年度		年 科目		還付合計額					
事業年度		～		通知書番号	円				
申告区分				お問合せ番号					
期別(月)	最終領収日	納付済額 (円)	納付すべき額 (円)	過誤納金額 (円)	延滞金 (円)	還付加算金 (円)	前納報奨金 (円)	計 (円)	歳入出
合 計									

還付理由

下記の口座に過誤納金を振込みます。

振込先口座	金融機関	
	口座番号	
	口座名義	

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。））、処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【過誤納金還付（充当）通知書】
 下記の過誤納金を還付（充当）いたします。

浦安市長

印

お返しする金額 (A-B)	円	科目	調定年度	通知書番号	
			年度分	お問合せ番号	
		還付理由			

単位 (円)

納付済額				納付すべき額		納め過ぎの額	
期別	領収日	金額	延滞金	金額	延滞金	金額	延滞金
合 計							
				① 納め過ぎの額の合計			
				② 還付加算金（利息）			
				合計A（① + ②）			

単位 (円)

B 充当額（納め過ぎの額を未納額に充当した金額）							
調定年度	年度分	科目	通知書番号	期別	お問合せ番号	金額	延滞金
合計B（充当した金額の合計）							

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

※還付金の消滅時効について、還付金は請求をすることができる日から5年を経過したときは、時効により消滅しますので、お早めに手続をしてください。

別記第46号様式（その4）の次に次の様式を加える。

浦安市長



過誤納金充当通知書

下記の過誤納金額を充当しましたので通知します。

《充当元》

充当日：

科目		調定年度		事業年度	～
通知書番号		申告		納期限	
納付年月日				お問合せ番号	
	納付すべき額		納付済額		過誤納金額
納付額	円		円		円
延滞金	円		円		円
還付加算金	円		円		円
計	円		円		円

《充当先》

お問合せ番号

名称					
科目		調定年度		事業年度	～
通知書番号		申告		納期限	
	納付すべき額		納付済額		充当額
納付額	円		円		円
延滞金	円		円		円
計	円		円		円

(充当理由)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を棄たした場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

還付金請求書兼振込依頼書

管理番号	
------	--

科目			
調定年度		通知書番号	お問合せ番号
年度分		還付理由	

	単位 (円)	
	金額	延滞金
納付済額		
納付すべき額		
納め過ぎの額 ①		
還付加算金 ②		
合計 A (①+②)		
合計 B 充当額		
お返しする金額 (A - B)		

上記金額を請求します。 年 月 日

請求者
住所
氏名
連絡先 電話番号 ()

受取人が異なる場合

委任者
住所

氏名 (印)

電話

私は、次の者を代理人と定め、本書に記載される還付金に関する一切の権限を委任します。

受任者
住所

氏名 (印)

納税者本人が死亡の場合

市税等還付金の受領については、納税者本人（被相続人）死亡のため、私が請求し受領するものであることを申し立てます。なお、他の相続人等から受領に関して異議があった場合には私の責任において解決し、市に対して一切の迷惑をかけないことを確約します。

申立人
住所

氏名 (印)

電話 被相続人との続柄

ゆうちょ銀行での振込を希望の場合

ゆうちょ銀行の場合は支店名に店番号の3桁を漢数字で御記入ください。確認用に通帳記号・通帳番号を下枠内に御記入ください。

通帳記号	1			0	0	
通帳番号						1

※ 口座名義人が請求者と異なる場合は、「受取人が異なる場合」を御記入ください。

金融機関名	銀行 信用金庫 農協 信用組合	本店 支店 出張所
預金の種類	普通・当座・その他() (○で囲んでください。)	口座番号
フリガナ		
口座名義人		
続柄	納税義務者と口座名義人との続柄 (本人)	

納税義務者の公金受取口座を利用します

※ 公金受取口座を利用される場合は、口座振込依頼欄を記入せずに、「納税義務者の公金受取口座を利用します」をチェックしてください(法人の方はご利用いただけません)。

※ 公金受取口座を登録していない方は、必ず口座情報を御記入ください。

※ 「納税義務者の公金受取口座を利用します」をチェックし、かつ、口座情報の記入がある場合は、御記入いただいた口座情報を優先します。

(還付金の消滅時効について)

原則として、還付金通知書を発行した日から5年を経過しますと時効により還付金のお受け取りができなくなります。

お問合せ番号

浦安市長



配当割額・株式等譲渡所得割額の控除に係る通知書

提出された申告書に基づき、市民税・県民税を算定したところ、配当割額・株式等譲渡所得割額の控除額について、下記のとおり精算（還付、充当又は納付）されることとなりましたので通知します。

記

- 1 控除不足額（還付額） 円
- 2 算出金額の内訳

配当所得・株式等譲渡所得から特別徴収された金額

配当割額・株式等譲渡所得割額	円
----------------	---

区 分	税 額	
	市民税	県民税
所得割額から控除する配当割額・株式等譲渡所得割額	円	円
差引所得割額	円	円
均等割額	円	円
控除不足額		円
還付加算金		円
充当額		円
既に還付された金額		円
今回還付される額		円

3 審査請求

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

※還付金の消滅時効について、還付金は請求をすることができる日から5年を経過したときは、時効により消滅しますので、お早めに手続をしてください。

別記第46の2号様式を削る。

別記第48号様式（その1）中

「

続柄

1. 同一世帯の親族（市内住民登録）
2. その他（委任状が必要です。）

」

を

「

続柄

1. 同一世帯の親族（市内住民登録）
- 証明の必要な方から了承を得ています。
2. その他（委任状が必要です。）

」

に改める。

別記第48号様式（その19）を削る。

別記第65号様式（その2）を次のように改める。

別記第65号様式（その2）の次に次の様式を加える。

第65号様式 (その3)

軽自動車税 (種別割) 原動機付自転車 小型特殊自動車 廃車申告受付書 (納税義務者用)

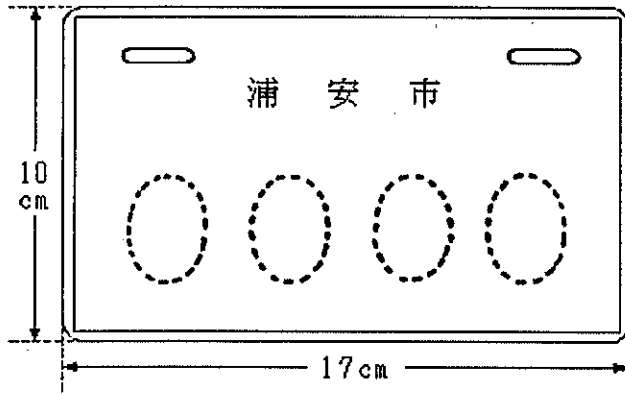
所有者	住所								
	氏名 (名称)								
使用者	住所								
	氏名 (名称)								
標識番号					種別				
車名		車台番号							
長さ		幅		最高速度					
総排気量		<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">受付印</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>						受付印	
受付印									
認定番号									
型式									
廃車年月日									

この受付書は再登録する時に必要ですから大切に保管してください。
この車両を他の人に譲る場合は、下記の欄に記入してください。

譲渡証明書	上記の車両を譲渡したことを証明します。		年 月 日
譲受人	住所		
	氏名		
譲渡人	住所		
	氏名		

別記第66号様式中

「

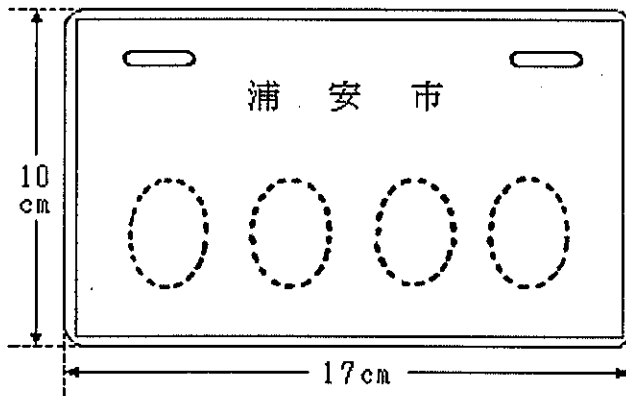


」

を

「

原動機付自転車標識

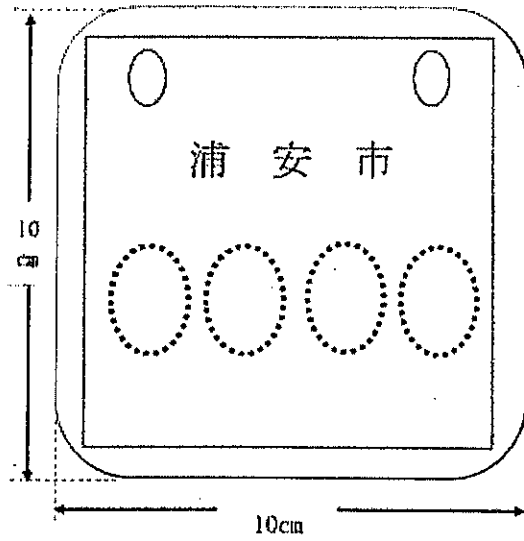


」

に、「地の塗色は」を「地の塗色は、」に改め、「軽自動車税」の次に「（種別割）」を加え、同様式を別記第66号様式（その1）とし、同様式の次に次の様式を加える。

第 66 号様式 (その 2)

原動機付自転車 (特定小型原動機付自転車) 標識



(備考)

- 1 標識の地の塗色は、白色
- 2 標識の文字の塗色は、濃紺色

附 則

この規則は、公布の日から施行する。